

政治資金の必要性を 国民が判断できるように まずは徹底的な透明化を追求

政治・行政改革委員会(2024年度)

委員長／新芝 宏之・神津 多可思

(インタビューは3月17日に実施)

昨年成立した政治改革関連3法には、政治資金の透明化につながる内容も盛り込まれた。しかし、なお不透明な「政治とカネ」に対する国民の不信は依然根強い。政治資金の透明化や政党ガバナンスの向上、適正な政治資金のあり方について、新芝宏之・神津多可思両委員長が語った。

徹底した透明化がなされない限り 根本的な問題は解決しない

新芝 昨年12月の政治改革関連3法および改正歳費法の成立により、政策活動費は廃止され、調査研究広報滞在費(旧・文書通信交通滞在費)は使途公開と残額返還が義務付けられるなど、政治資金の透明化につながる内容が法制化されました。これらは一定の評価はできると思いますが、「政治資金の透明化」が達成されたとは到底言えないと考えています。

企業・団体献金についても、仮に禁止されたとしても、それが根本の問題なのかという疑問があり、徹底した使途の透明化がなされない限り、根本的な問題は解決しないのではないか。こうした認識で議論を重ねてきました。

具体的には資金移動を複雑化させている政治団体の存在や政党交付金のあり方、政党法の必要性、そして企業・団体献金のあり方について検討してきました。現在、こうした部分にもようやく社会的な注目が集まるようになってきたと感じています。

神津 提言では「政治資金の流れが不透明で監査も形骸化」「政党交付金の不

適切な使用と受領する政党の役割・責任の不明確さ」「企業・団体の政治資金に関する説明責任」の3点を主要な課題と捉え、これらを解決することでより徹底した透明化を図ることを訴えました。

透明化が進まない背景には、政治にはどれだけお金が必要なのかがよく分からないことがあります。歳入と歳出が不透明では本当に必要な資金なのか合理的な判断ができず、国民が求めている政治資金の透明化・適正化にはなりません。資金の使途について、第三者の目線から検証できる仕組み作りが必要ではないかと考えています。

民間企業と同等の政治資金監査 検索や名寄せが可能なデータベース

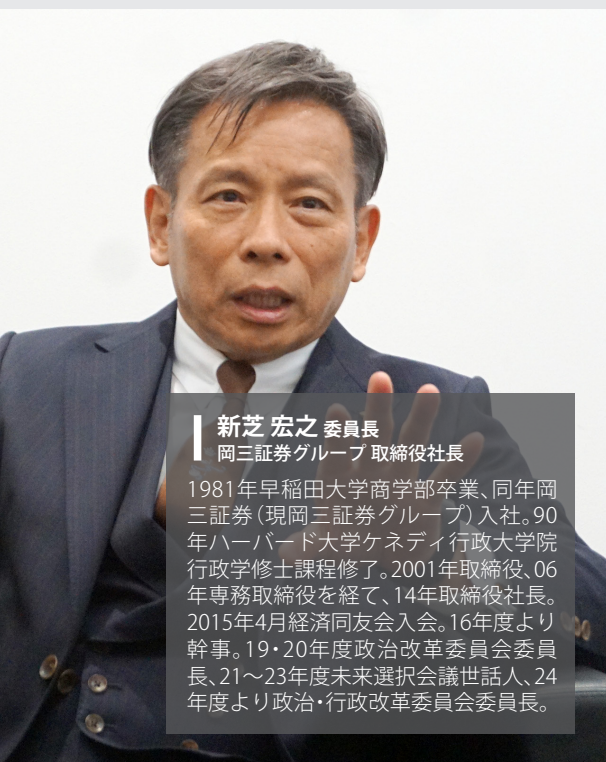
新芝 昨年の法改正では、政治資金収支報告書のデータベース化、監視機関である政治資金監視委員会の国会への設置が盛り込まれました。この2点は非常に重要な要素なのですが、詳細な制度設計は今後の議論に委ねられており、実効性を持たなければ、これもまた言葉だけの改革となります。

そうならないため、まずは政治資金の現金授受を完全に禁止した上で、会

計処理は企業同様に複式簿記で行うべきでしょう。そうすることで初めて、管理・検索のできる統一されたデータベースを作成することができ、監査の適正性を保つことができます。

神津 現在のような不透明な会計のあり方では、監査を行うこと自体に困難を伴います。監査をして適正と判断をした後に、万一不正な支出が発覚した場合、監査をした人も責任を問われる可能性があります。監査を行うにあたり、政治活動のための費用であるかの判断基準もない中で妥当性を判断するリスクが高過ぎるのです。そもそも国会議員関係だけでも約2,000の政治団体があり、数の上でも大変な作業です。政治資金監視委員会が全てチェックすることは困難でしょう。

新芝 現在、政治家個人に対する献金はできません。しかし政治団体には可能であり、また政治資金団体とは別の使途公開基準が低い「その他政治団体」も多数存在します。これも政治資金の流れを複雑かつ不透明にさせる要因となっています。少なくとも同一の国会議員が複数の政治団体を持つべきではないし、関係する団体を連結決算化することも考えられるでしょう。



新芝 宏之 委員長
岡三証券グループ 取締役社長

1981年早稲田大学商学部卒業、同年岡三証券（現岡三証券グループ）入社。90年ハーバード大学ケネディ行政大学院行政学修士課程修了。2001年取締役、06年専務取締役を経て、14年取締役社長。2015年4月経済同友会入会。16年度より幹事。19・20年度政治改革委員会委員長、21～23年度未来選択会議世話人、24年度より政治・行政改革委員会委員長。



神津 多可思 委員長
日本証券アナリスト協会 専務理事

1980年東京大学経済学部卒業、同年日本銀行入行。2010年退行後、リコー経済社会研究所主席研究員。15年副所長・主席研究員、16年所長を経て、21年日本証券アナリスト協会専務理事。2016年5月経済同友会入会。19年度より幹事。20年度経済財政推計PT委員長、21・22年度経済財政推計研究会委員長、23年度より政治・行政改革委員会委員長。

そうした整理を行った上で、検索や議員名や寄付者名などによる「名寄せ」が可能なデータベースを構築する。資金の妥当性にまで踏み込んだ監視を行うには、こうした取り組みが不可欠だと思います。

政党法による政党のガバナンス向上 交付金の使い残しは国庫に返納

神津 一方、政党は国民の税金を財源とする政党交付金を受け取っています。党によって異なりますが、政党本部の収入総額の約7～8割を占めています。約315億円もの税金が使われているわけで、この透明性についても議論を深めるべきです。

そもそも政党という存在については、法律的な根拠が明確にはありません。しかし公の器である以上、何のために存在するのかを明確にし、それに賛同した党員のミッションを定めていくというのが本来あるべき姿ではないでしょうか。政党交付金を受け取る政党には、こうした公的な役割・責任があるということを明確化するためにも、政党法を制定することが必要です。

政党交付金は全額が支出されているわけではなく、現状では使い残しを基

金として党が積み立てています。能力はあるけれども資金が足りない人を議員として国政参加させる、あるいは政策立案の調査研究に役立てる。そのような使われ方をされるべきであるし、なお使い残しがあれば国庫に返納すべきものです。提言では政党法によって、政党交付金の使用・分配などについて党則を定めるよう義務付けることを提案しています。

新芝 こうした政治資金の実態はこれまであまり国民に知られていませんでした。昨今の議論を通じてようやく広く認知されるようになったこと自体は大きな進歩だと感じています。

企業はステークホルダーに説明責任 第9次選挙制度審議会などで議論を

新芝 企業・団体献金についても透明化こそが肝要です。データベース化が進み政治資金の入りと出がはっきりすれば、禁止すべきか否かという議論自体はなくなるはずで。公になれば、個別の献金の妥当性が問われるようになるからです。

そのため、企業側としても自主的に努力すべきです。政治献金について、経営会議や取締役会など責任の機関を

決めて所在を明らかにし、ステークホルダーに対する説明責任を果たすということが非常に重要だと考えます。

神津 透明化が進むことで、企業は献金の妥当性について株主に説明することが可能となるでしょう。企業・団体献金のあり方については、政治家だけの議論で結論を導き出すのではなく、企業あるいは学界など第三者の立場からの検証も必要であるため、提言では速やかに外部有識者からなる「第9次選挙制度審議会」などを設置して十分な議論を始めるべきだとしています。

政治資金の透明化を徹底し、また審議会などでの議論を進める間はどうしても一定の時間が必要です。その間、企業サイドでもガバナンス、ディスクロージャーの仕組みを構築することが現実的かつあるべき方向性ではないでしょうか。

政治資金の問題は実に奥が深い 企業人の立場から発信し議論を喚起

新芝 企業・団体献金を禁止すれば問題が解決するという単純な構図ではない、ということは強調しておきたいです。どのような形になっても必ず抜け穴を探し出します。結局、何にどれだ

け政治資金が必要なかがはっきり分からなければ、献金のあるべき姿も分からないのです。

神津 別の視点で言えば、ならば政治資金は全て税金で賄うべきか、という
と必ずしも妥当ではないでしょう。国民のボランティアな意志や寄付で政党が形成され、民意を反映した政治を行っていくのが本来的な民主主義のあり方です。半面、個人献金に偏った形では個人に利益をもたらす政治家ばかりが国会に集まり、国の行く末を決めることになってしまいます。そう考えると、政治資金の問題は実に奥が深いのです。さまざまな立場の政治家が存在してよいが、資金の透明化に耐えられることが前提となる、ということではないでしょうか。

新芝 さまざまな利益の主張がぶつかりあって、最終的な合意形成がなされていくのが政治というプロセスだと思います。今までそれが国民の目には見えにくいブラックボックスの中で行われてきたことが問題だった、と考えます。資金面も含めて、まずは全てをテーブルの上に開示する。その先に議論が行われていくということが大切なのではないでしょうか。

政治家だけで政治資金の議論をしていると抜け穴も多数残ってしまい、残念ながら根本的な解決策の提示にはつながりません。だからこそ企業人の立場から「開示・透明化が重要だ」と発信することで議論を喚起し、より良い日本のあり方に結び付けていきたいと考えています。

神津 ビジネスの世界に身を投じていると、どうしても政治の世界は縁遠いものに感じてしまいがちです。しかし、場合によっては政治と直面することもある民間人の経営者だからこそ、問題点に気が付いたり、提案したりできることもあると思います。今回の提言も、そのような立場から提示した議論の材料と言えます。政治に携わる方も含め、ここをベースに議論して深化させていきたいと考えます。

提言概要(3月11日発表)

政治資金の徹底した透明化を ～国民が信頼できる政治の実現に向けて～

一昨年末に発覚した「政治とカネ」の問題を契機に、昨年6月の通常国会および12月の臨時国会において、政治改革関連法が改正された。しかし、これをもって国民の政治不信が払拭され、政治改革が成し遂げられたとは言えず、特に政治資金の透明化に関して、いまだ多くの課題が積み残された状況にある。

どのような制度を作ったとしても抜け道ができてしまうことは明らかだが、重要なことは透明化であり、それは政治資金の「入り」はもちろんのこと、「出」(使途)がより重要であると考えている。透明化を通じて政治資金の必要性を国民が判断できるようにし、政治に対する信頼を取り戻すことが重要である。

I 政治資金の使途と流れの可視化・監査の質の向上

繰り返される「政治とカネ」にまつわる不正を根絶して、国民が政治資金の必要性を判断できるようにするために、抜け道のない資金の使途と流れの透明化の徹底と監視機能の強化が不可避である。

①政治資金の流れの可視化

- ・政治資金の現金授受を完全禁止し、資金の流れを追えるようにする。
- ・同一の国会議員が複数の政治団体を持つことを禁止する。
- ・データベース管理システムを構築し、名

寄せ、検索、分析を容易にする。

②政治資金の具体的使途・目的の公開

- ・全ての支出の具体的な使途・目的を報告書に記載する。

③民間企業と同等の政治資金監査の実施

- ・監査の適正性を保つために政治資金の会計処理では複式簿記を導入する。
- ・政治資金監査では必要性・妥当性を確認することとし、政治資金監視委員会を有効に機能させる。

II 政党法による政党交付金を受け取る政党の役割・責任の明確化

政党は国民の意見を国会に反映させる「公的な役割」を担っており、その役割・責任を明確にすることが重要である。とりわけ政党交付金を受領している政党は、国民が納得できる政党交付金の使用、透明性のある政党の体制構築が必要である。

①政党が公的な役割と責任を果たす仕組みの構築

- ・政党法を制定し、政党の自己統治能力を高める。
- ・政党交付金を受け取る政党は「公的な役割」があること、政治家が起こした不祥事などに関する政党の責任の果たし方やその意思決定の方法を含めた政党内部の機関の権限・機能を政党法に規定する。

②政党交付金の適切な使用

- ・政党交付金に関しては、政治家が政策立

案に専念できるよう、党内の適切な分配を行うための基本方針を党則で定めることを政党法に規定する。

- ・税金であることを鑑み、政党支部が受領した政党本部からの政党交付金を含め、使い残しがあれば基金として積み立てることはせず国庫へ返納する旨を政党法に規定する。

③政策力・人材力向上への政党交付金の活用・内部統制状況の公開

- ・政策力や人材力への投資、候補者や党役員の選定プロセスに関する事項について、党則で定めることを政党法に規定する。
- ・また、党則の規定に対する内部統制システムの運用状況が分かる報告書を開示することを政党法に規定する。

III 第9次選挙制度審議会の速やかな設置と企業・団体における自主的な透明性の向上の検討

企業・団体献金のあり方の検討にあたっては、第9次選挙制度審議会を設置し十分な検証や議論の上、結論を出すことに加え、企業・団体側も政治献金の意思決定の適正性や情報の透明性を向上させることを検討すべき。

政治家だけでなく個人、企業、団体、さらにメディアそれぞれができる努力をし、企業・団体献金についても全ての国民から納得感の得られる姿にしていけるべき。



詳しくはコチラ